

座間市公共施設予約システム導入委託に係る  
プロポーザル実施要領

座間市

令和7年2月

## 1 趣旨

この要領は、座間市が受託者に委託する「座間市公共施設予約システム導入委託」について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、審査をプロポーザル方式で行い、最も業務の遂行に適格と判断される受託候補者を特定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

座間市公共施設予約システム導入委託

### (2) 目的

公共施設の効率的な予約管理と利便性向上を目指し、窓口での手続きや現金支払いに代わり、オンラインでの予約、利用者管理、料金支払い等を可能にする公共施設予約システムを導入する。また、システムの導入により、利用者にとって便利で迅速な手続きを提供するとともに、職員の業務負担軽減を図る。

### (3) 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで（サービス提供開始は令和7年6月を想定）

### (4) 内容

別紙「座間市公共施設予約システム導入委託仕様書（案）」のとおり。

なお、本業務は、「新しい地方経済・生活環境創生交付金（デジタル実装型）」の活用を想定しており、デジタル庁が提供する「デジタル地方創生モデル仕様書（公共施設等予約システム）」に定める要件を全て満たし、令和7年度中に契約締結からサービス提供までを実施することを前提とする。

## 3 参考予算限度額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

総額 5,676千円

内訳 公共施設予約システム導入委託 3,036千円（※1）

公共施設予約システム利用料 2,640千円

当該委託に係る予算の議決が得られないときは、契約事務手続を行わない。なお、この場合において市はいかなる責めも負わない。

※1 契約締結から令和8年3月31日までの保守及び運用支援を含むこと。

## 4 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) かながわ電子入札共同システムで座間市の競争入札参加資格者名簿への登録がされている者であること又は現に登録されていない者で、本件契約手続き開始までに登録を行うことができる者であること。
- (2) 本業務を円滑かつ確実に遂行する十分な能力及び体制を有している者であること。
- (3) 地方公共団体に対し、本案件と同程度の導入・運用実績があること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力

団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。

- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していない者であること。
- (7) 提案募集開始日から受託候補者の特定の日までの期間に、座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年座間市告示第29号）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

## 5 提案者向け説明会について

本プロポーザルに関して提案者向け説明会は実施しない。

## 6 質問に関する事項

### (1) 質問方法と受付期間

本プロポーザルに関する質問は、質問内容を別添「質問票【会社名】」に記載の上、「16本プロポーザルに関する対応窓口」のメールアドレス宛に電子メールの添付により提出すること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

提出に当たっては、電子メールの件名を「座間市公共施設予約システム導入委託質問票（会社名）」とすること。

質問の受付期間は令和7年2月5日（水）から令和7年2月10日（月）午後5時までとする。

### (2) 質問に対する回答

令和7年2月12日（水）までに、質問者名を伏せて市ホームページに掲載する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑や本プロポーザルに公平性を保てないと判断された場合は、市は回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

## 7 参加表明手続

本プロポーザルへの参加者は、「8 提案書等の提出」の(1)～(3)に掲げる書類を添えて参加表明書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ア プロポーザル方式参加表明書（第1号様式）：1部（持参、郵送の場合は原本）
- イ 誓約書（第2号様式）：1部（持参、郵送の場合は原本）
- ウ 会社概要（任意様式）：1部
- エ 業務実績（任意様式）：1部

※業務実績は、「4 参加資格要件」の(3)が確認できる書類（契約書の写し等）を必ず添付すること。

(2) 提出先等

参加表明書類の提出先、提出方法等は、「8 提案書等の提出」のとおりとする。

8 提案書等の提出

参加者は参加表明書等と併せて次の(1)～(3)を提出すること。

(1) 提案書（紙媒体の場合は10部）

参加者は、仕様書（案）に基づき、考えうる最適な方策を提案書等により提案すること。

なお、提案書の作成に当たっては、特に指定のない限り任意の様式とし、次の項目ごとに提案内容をまとめること。

また、提案書の表紙として提案書表紙（第3号様式）を添付すること。

ア 業務実績：7(1)エと同じものとし、契約実績の内容が確認できる書類は添付不要とする。

イ 予約システムの機能概要

ウ 取扱可能なキャッシュレス決済手段

エ 指定納付受託者の事務フロー

オ 運用保守、研修

カ 組織体制、業務工程

キ その他独自、追加提案

ク 見積価格

(2) デジタル地方創生モデル仕様書（公共施設等予約システム）対応表  
（紙媒体の場合は10部）

(3) 見積書及び積算内訳書（1部）

本件業務委託に要する全ての費用（キャッシュレス決済に係る費用等を含む）を積算し、内訳と合わせて記載すること。また、参考としてその後のランニングコスト（システム利用料等）に関する費用についても、業務委託契約年度の翌年度から起算して2か年度分の見積書及び積算内訳書を別途作成すること。

なお、金額は税抜金額及び税込金額を両方記載すること。

(4) 提出期間

令和7年2月5日（月）から令和7年2月14日（金）午後5時まで（必着）

※提出期限を過ぎた提案書等は受け付けない。

(5) 提出方法

持参、郵送又は電子メールのいずれかにより提出すること。

※持参の場合は土、日、祝日を除く平日午前8時30分から午後5時までとする。

※電子メールの場合は、送信後、電話等で到着確認を行うこと。

(6) 提出先

〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号  
座間市総合政策部デジタル推進課DX戦略係  
電 話 046-252-8537 (直通)  
電子メール densan@city.zama.kanagawa.jp

9 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者の選定は、座間市公共施設予約システム導入委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し行うものとする。

10 書類審査の開催（※実施する場合）

プロポーザル参加者が多数となった場合は、提案書の内容、実施体制等を書類審査し、プレゼンテーションに進むもの（以下「書類審査通過者」という。）を選択する。

11 プレゼンテーションの開催

書類審査通過者を対象に、プレゼンテーションを実施する。

(1) 日時

令和7年7月28日（金）

開始時間、持ち時間等は別途連絡する。

(2) 場所

ふれあい会館（ごまコミュニティプラザ）2階会議室

(3) その他

説明に当たり必要とする機器がある場合は、説明者が用意すること。なお、プロジェクター及び電源は貸し出すことも可能である。

12 評価及び特定

(1) 評価及び特定

評価及び特定は選定委員会で行う。

(2) 評価方法

提出書類とプレゼンテーションの内容を、別添「評価基準書」に基づき選定委員会にて採点し、最高得点を取得した者を特定者とする。

ただし、評価の結果、提案者全ての提案内容が要求水準に満たない場合、特定は行わない。

13 契約締結に向けての協議

受託候補者特定後、契約締結に向けた協議を行い、最終的な仕様書を作成することとする。

14 スケジュール

時 期	内 容
令和7年2月5日	公募要領の告示、配布

2月5日～2月10日	質問事項の受付期間
2月5日～2月14日	参加表明書等・提案書の受付期間
2月中旬	書類審査（※実施する場合）
2月中旬	書類審査結果（※実施した場合） プレゼンテーション実施の通知
2月28日	プレゼンテーション
3月上旬	評価結果の通知
3月中	契約候補者との協議
4月1日	契約締結
4月1日	業務履行開始

#### 15 その他

- (1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 実施要領に定める事項に違反が判明した場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
  - ウ その他公平な競争の妨げになる行為、事実があったと市が判断した場合
- (2) 本プロポーザルに要する費用は全て参加者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は返却しない。
- (4) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適時市が判断するものとする。

#### 16 本プロポーザルに関する対応窓口

座間市総合政策部デジタル推進課

担 当：高橋、太田

電話番号：046-252-8537（直通）

電子メール：densan@city.zama.kanagawa.jp